



Title	国際シンポジウムレポート
Author(s)	渡部, 俊英
Citation	知的財産法政策学研究, 7, 220-222
Issue Date	2005-05
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/43440">http://hdl.handle.net/2115/43440</a>
Type	bulletin (other)
File Information	7_220-222.pdf



[Instructions for use](#)

## 国際シンポジウムレポート

2月22、23日の2日間にわたって、国際シンポジウム「バイオテクノロジーの法的保護と生命倫理」が開催された。今回のシンポジウムでは、国内および台湾から研究者、実務家が集まり、それぞれの領域における最新状況につきプレゼンテーションが行われた。以下、概要を報告する。なお、紙幅の都合上、各報告者の報告の詳細については割愛せざるを得ないが、そのうちのいくつかについては、シンポジウムにおけるディスカッションも反映した上で本誌に掲載される予定であるので、そちらも参考にされたい。

今回のシンポジウムは全体が3つのセッションにより構成され、各セッションにおいて報告者より貴重な報告が行われた。

一日目は第1セッションとして、「バイオテクノロジー、倫理及び特許の問題」に関する報告及びディスカッションが行われた。このセッションでは、バイオテクノロジー関連技術の保護に関する諸問題（特許権による保護の是非、権利行使の限界、倫理上の問題点、公共の福祉による制限など）について、主に現状および問題点の指摘が行われた。

まずは、田村善之・本法学研究科教授（本拠点リーダー）より「バイオテクノロジー時代の特許制度のあり方」と題する基調報告が行われた後、7名の報告者から報告が行われた。すなわち、川本和弥・清水橋本国際特許事務所弁理士より「第2世代バイオ特許」、林宜男・淡江大学国貿系教授より「WTO における医薬品特許と公衆衛生課題に関する検討（補：台湾の立場とその発展）」、謝銘洋・台湾大学法律学院教授より「TRIPS Art. 39.3 における未開示資料の保護とジェネリック医薬品の関係」、平嶋竜太・筑波大学大学院助教授より「バイオテクノロジーの『情報化』と特許法の将来的課題」、范建得・清華大学科技法律研究所教授より「遺伝子治療の壁となる台湾の倫理に関する法と社会の論題」、林瑞珠・台湾科技大学助理教授より「台湾における遺伝子医薬品被験者の権利・利益保護の現状」、李崇僊・東華大学財経法律研究所助理教授より「アジア NIES における生物医学の研究開発政策の比較」とのタイトルでそれぞれ報告があり、最後に、一日目の小括としてディスカッションが行われた。

二日目は第2セッションおよび第3セッションが行われた。

第2セッションでは、「バイオ領域におけるフォークロア」と題して、伝統的知識と知的財産法制の関係につき報告が行われた。まず、常本照樹・本法学研究科教授より基調報告「先住民族の文化と知的財産・・・国際的潮流の概観」が行われた。その後、田上麻衣子・京都大学大学院研究員より「CBD 関連問題の進展と我が国の取り組み～遺伝資源、伝統的知識及びフォークロア～」、青柳由香・早稲田大学 COE リサーチアシスタントより「伝統的知識等に関する法整備への先住民及び地域共同体の参加について」、郭華仁・台湾大学農芸学系教授より「台湾における伝統的薬理知識の保護」、黄居正・清華大学科技法律研究所助理教授より「台湾先住民族の伝統的知識・創作の保護——財産権を中心に」とのタイトルでそれぞれ報告が行われた。

第3セッションは「バイオテクノロジーと競争政策」と題して、産業政策としてのバイオテクノロジーの知的財産権による保護に関する報告が行われた。

稗貫俊文・本法学研究科教授から「バイオテクノロジーと日本の競争政策—リサーチツール特許のライセンス問題—」、何建志・清華大学科技法律研究所助理教授から「薬理遺伝学に関する法的問題の概要」、邱永和・東呉大学経済系教授から「台湾におけるバイオ産業に対する知的財産権政策と産業発展の成果」、陳曉慧・清華大学科技法律研究所助理教授から「TRIPS 加入と我が国のバイオ産業に関する知的財産権政策」というタイトルでそれぞれ報告が行われた。

最後に、第2セッション、第3セッションを通じたディスカッションが行われ、活発な意見交換がなされた。

今回のシンポジウムを通して、日本、台湾ならびに国際的枠組みにおけるバイオテクノロジー保護の現状とその問題点を俯瞰することができたのは大きな収穫であったと考える。今後は、今回のシンポジウムで明らかになった諸問題に対するさらなる研究が期待される。

なお、今回のシンポジウムは本 COE と早稲田大学21世紀 COE《企業法

制と法創造》総合研究所 知的財産法制研究センター(RCLIP)との共催で実施されたものである。報告者および研究員を派遣いただいた RCLIP に感謝する。また、報告者招聘およびシンポジウムの運営にあたっては財団法人交流協会の全面的な後援、台北駐日経済文化代表処および行政院国家科学委員会の協賛も得た。これらのサポートがなければ本シンポジウムの成功はなかったであろう。ここに記して謝意を表したい。

(渡部 俊英/COE 研究員)